日本労働總同盟規約

（昭和三年十月改正）

綱領

一、我等は團結の威力と相互扶助の組織とを以て經濟的福利の增進並に知識の啓發を期す。

二、我等は斷乎たる勇氣と有効なる職術とを以て資本家階級の抑壓迫害に對し徹底的に鬪爭せんことを期す。

三、我等は勞働者階級と資本家階級とが兩立すべからざることを確信す。我等は勞働組合の實力を以て勞働者階級の完全なる解放と自由平等の新社會の建設を期す

主張

一、八時間勞働及一週四十八時間制度の實施（但し鑛山勞働者の坑內勞働は坑口交代六時間一週三十六時間制とす）

二、同一勞働に對し賃銀の差別撤廢

三、最底賃銀の設定

四、臨時雇備及日雇制度反對

五、夜業の廢止

六、治安警察法治安維持法撤廢

七、メーデーに全國的休業

八、經濟的行動の全國的協力

九、聯合會、同盟會、全國的產業別聯合並に合同團體の規約は中央委員會の承認を得る事を要す

十、本總同盟會員にして男子滿二十歲以上の者に社會民衆黨員たることを原則とす

第一章　總則

第一條　本總同盟は、日本勞働總同盟と稱し本部を東京市に置く

第二條　本總同盟は、綱領及び宣言の主旨並に主張の實徹を圖る爲めに目的とす

第三條　本總同盟は、前條の目的を達成するために、左の專門部を置き必要なる各種事業を行ふ

教育出版部、政治部、調査部、中央爭議部
組織部、社會部、國際部、法律部、婦人部
專門部は各別に細則を設け會長の承認を得べきものとす

第二章　組織及構成

第四條　本總同盟は日本全國に於ける各種產業別組合、職業別組合、並に地方的組合を以て組織す

第五條　前條に定めたる組合が近接域に二團體以上ある場合は、本總同盟の目的を達するために中央委員會の承認を得て、聯合會を組織することを得

但し聯合會は當該所屬組合員數の合計、百名以上たることを必要條件とす

第六條　地方聯合會は、本總同盟組合の連絡統一を圖るため、中央委員會の承認を得て二つ以上の聯合會を以て、同盟會を組織することを得

第七條　本總同盟加盟の各同一產業別組合は中央委員會の承認を得て、全國的聯合又は合同組織をなすことを得、全國的產業別聯合は其の產業別組合の連絡統一を圖る目的を持つものとす

第八條　全國的產業別聯合又は合同に組織されたる、各地の支部又は組合は其の地方の聯合會に加盟することを得

第九條　聯合會、同盟會、全國的產業別聯合並に合同團體の規約は中央委員會の承認を得る事を要す

第十條　本總同盟會員にして男子滿二十歲以上の者に社會民衆黨員たることを原則とす

第三章　機關

第十一條　本總同盟の機關は、大會、中央委員會の二種とす

第十二條　大會は本總同盟の最高決議機關にして、第十七條による代議員及び本部役員を以て組織す

第十三條　大會は前年度大會に於て選定せる期日、場所に於て會長之を召集し、重要事項を審議決定するものとす

但し中央委員會が必要と認めたる時會長は臨時之を召集する事を得

第十四條　大會の議長は會長之に任じ大會中に於ける各種會合の司會者たるものとす

第十五條　議長は陽會と共に書記及び左記各部の大會委員を任命するものとす

イ、代議員資格審査委員
ロ、會計審査委員
ハ、法規委員
ニ、豫算委員
ホ、議事委員
ヘ、其　他

第十六條　大會の議事は、出席代議員の過半數を以て決し、可否同數なる時は、議長の決する所に依る若し前項の決議方法に對し出席代議員五分の一以上の異議ある時は、各代議員はその代表する組合の會費完納者一名に付、一票の割合を以て投票權を行使し得るものとす

第十七條　大會代議員は、左の標準により一その所屬組合員中より選出するものとす